

宮城県監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成 23 年 12 月 27 日

宮城県監査委員	安	藤	俊	威
宮城県監査委員	菅	間		進
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門	
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子

記

1 監査委員の報告日

平成 23 年 9 月 7 日

2 通知のあった日

平成 23 年 11 月 10 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 病院局県立病院課

イ 監査委員の報告の内容

各病院の入院収益等において、過年度未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止対策を講じられたい。

ロ 措置の内容

未収金の縮減対策については、「未収金取扱要領」に基づき、未収金の発生防止と早期回収及び債権管理に取り組んでいる。

未収金の収納促進については、未納者全員に対して、電話、催告書の送付、自宅訪問等の対応を必要に応じて引き続き実施し、強化月間の実施なども含め、効果的な徴収に努めていく。

また、適正な債権管理を行うため、支払能力がありながら支払いに応じない未納者に対しては、弁護士と十分相談した上で、3病院と連携し、法的措置の実施に向けた準備を進めるとともに、必要な対応を行った上でも、なお回収が見込めない債権の処理については、貸倒引当金制度を活用した不良債権の処理を行うこととしている。

発生防止対策については、院内職員が互いに連携を密に協力し合う必要があることを周知徹底するなどして院内の連携・協力体制の強化を図る。

また、支払い方法や公費負担制度の活用等、患者の立場に立った納入相談を実施することとしている。

## (2) 循環器・呼吸器病センター

### イ 監査委員の報告の内容

(イ) 入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、医事部門のみならず、院内職員が互いに連携し、組織として収納促進と未収金の発生防止対策を講じ、未収金の縮減に取り組まれない。

(ロ) 社会保険診療報酬支払基金等に関する団体未収金（診療報酬の保険者負担分）の債権残高に過誤が生じる等不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

### ロ 措置の内容

(イ) 未収金の縮減対策については、「未収金取扱要領」に基づき、未収金の発生防止と早期回収及び債権管理に取り組んでいる。

未収金の収納促進については、日常的な収納相談のほか、文書・電話による督促・催告と併せて、医事事務嘱託員を中心に未納者の自宅訪問（休日を含む・強化月間の設定）を積極的に実施し、その上で、生活状況を把握し、場合によっては分納による継続納付の指導や、家族及び保証人にも接触するなど、効果的な徴収に努めていく。

未収金の発生防止については、医師・看護師・地域医療連携室職員等に未収金の状況や公的制度（高額医療費、貸付制度など）に関する研修等を行うことにより、患者からの納付相談に対応するための体制の強化を図るとともに、医療相談窓口の設置についての患者への周知や、支払いに悩んでいる患者情報の提供があった場合、該当患者との早期接触を図るなど、院内職員全体が相互連携しながら、未収金の発生抑制に取り組んでいくこととしている。

また、法的措置の実施や適切な不良債権の処理を検討していく。

(ロ) 本年7月に策定した「保険請求に係る経理処理等に関する事務処理マニュアル」に基づき、適時の確認と経理処理を行うなど、適切に事務処理を行うことにより、再発防止に努めていく。

## (3) 精神医療センター

### イ 監査委員の報告の内容

(イ) 入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

(ロ) 社会保険診療報酬支払基金等に関する団体未収金（診療報酬の保険者負担分）の債権残高に過誤が生じる等不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

### ロ 措置の内容

(イ) 未収金の縮減対策については、「未収金取扱要領」に基づき、未収金の発生防止と早期回収及び債権管理に取り組んでいる。

未収金の収納促進については、未収金回収のための職員を雇用し、未納者が在宅してい

と思われる土日を含め、自宅訪問を行うなど収納に努めるほか、未納者の連帯保証人に対し、早期の協力依頼、請求を行っていく。また、生活維持のため一括の支払いが困難なため分納を認めた者については、確実な履行を促していくこととしている。

未収金の発生防止については、入院患者に対しては、入院時説明において、医療費の支払方法や高額療養費等の公費負担制度などに関する理解の醸成に努め、その活用により発生防止に努めるほか、各部署が連携し、相談体制の充実に努め、退院時精算や計画的な医療費の支払いを促していく。外来患者に対しては、当日支払えない者には後納願いを提出させ、次回来院時の支払いを求めていくとともに、後日精算となる救急患者については、付添人住所等の確認により、より確実な収納を図ることとしている。

また、長期に渡り未納が続いている債権については、本部事務局の指導を受けながら、法的措置の実施や適切な不良債権処理を検討していく。

(ロ) 本年7月に策定した「保険請求に係る経理処理等に関する事務処理マニュアル」に基づき、適時の確認と経理処理を行うなど適切な事務処理に努めるとともに、各種研修会へ職員を参加させる等、職員を育成することにより、院内のチェック機能を充実、強化し、再発防止に努めていく。

#### (4) がんセンター

##### イ 監査委員の報告の内容

(イ) 入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

(ロ) 社会保険診療報酬支払基金等に関する団体未収金（診療報酬の保険者負担分）の債権残高に過誤が生じる等不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

##### ロ 措置の内容

(イ) 未収金の縮減対策については、「未収金取扱要領」に基づき、「発生防止」、「早期納入」、「適切な管理」、「催告・訪問徴収の強化」に重点を置き取り組んでおり、その中で特に適時的確な督促、催告に努めていく。

また、昨年度の強化月間で実施した、事務局長以下、事務局職員一体となって行った訪問徴収及びその後のフォローアップについて一定の成果が見られたことから、今年度も強化月間を設定するなど重点的に取り組んでいくこととした。

さらに、支払い能力がありながら支払いに応じない未納者に対しては、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、法的措置対象者の検討を行うとともに、回収見込みがない未収金については、適切な不良債権処理についても検討していく。

(ロ) 本年7月に策定した「保険請求に係る経理処理等に関する事務処理マニュアル」に基づき、適時の確認と経理処理を行うなど、適切に事務処理を行うことにより、再発防止に努めていく。